

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人から平成22年9月23日付けで提起された処分庁が平成22年9月9日付け22佐福第398号通知（以下「本件通知」という。）でした通勤用自動車否認及び燃料費等を就労収入から控除しない理由に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対してした、保護停止決定処分（別紙処分目録4）を取り消す。
保護変更決定処分（別紙処分目録2及び3）に係る審査請求は、これを却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁である[REDACTED]福祉事務所長が審査請求人（以下「請求人」という。）にした平成22年7月7日から8月5日までに行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下、「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」、「本件処分4」という。）において通勤用自動車保有を否認し通勤に要した燃料費等を就労収入から控除しなかったことを不服として提起されたものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人は、この点から、本件通知は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、本件処分2及び3に対して、就労収入から通勤に使用した自動車の燃料費等を控除するよう求めたが、処分庁は、就労収入が自動車維持費を大きく上回っていないと判断し、自動車の保有及び就労収入から燃料費等の控除を認めなかった。

これに対し、請求人は、就労した会社は自宅から遠距離で交通機関の便が悪いことから、収入を得るために自動車を通勤に使用したもので、その必要経費である燃料費等を収入から控除しないのは違法又は不当であるというものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成22年5月7日付けで保護開始申請書を処分庁へ提出したと。

(2) 処分庁は、平成22年5月19日に新規ケース診断会議を開催し、計画的な消費生活を営む努力をせず、資産活用の要件を欠くため保護適用は適当でないと判断し、保護申請を却下することを決定したこと。

(3) 処分庁は、請求人に対し平成22年5月20日付け保護申請却下通知書を作成したこと。

その通知書の却下理由には、「生活保護運用上不適當の者と判断したため、申請を却下します。」と記載されていたこと。

(4) 請求人は、これを不服として平成22年5月21日付けで審査請求を提起したこと。

(5) 審査庁は、平成22年6月29日付けで行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、処分庁の保護申請却下決定処分を取り消したこと。

(6) 処分庁は、前記(5)の取り消しを受け、保護の再判定のため請求人から5月、6月分の収入申告書を受領したこと。そして、その収入申告書には次のとおり記載されていたこと。

1 働いて得た収入 5月分；■■■■円、6月分；■■■■円

2 恩給・年金等による収入 障害年金；■■■■円

(7) 処分庁は、平成22年7月7日付けで本件処分1をしたこと。そしてその扶助額決定に当たって障害年金及び就労収入は収入充当していないこと。

(8) 処分庁は、同日付で、前記(6)の収入申告に基づき本件処分2をしたこと。その扶助額決定に当たって、5月分の障害年金■■■■円と日雇収入■■■■円から基礎控除11,100円を差し引いた■■■■円の合計■■■■円を収入充当したこと。

(9) 処分庁は、平成22年7月12日付けで、前記(6)の収入申告に基づき本件処分3をしたこと。その扶助額決定に当たって、6月分の障害年金■■■■円と日雇収入■■■■円から基礎控除12,470円を差し引いた■■■■円の合計■■■■円を収入充当したこと。その結果、本人支払■■■■円が発生したこと。

(10) 処分庁は、平成22年7月12日に請求人の求めに応じ自宅を訪問したこと。請求人の支援者が同席する中で、5月及び6月の収入から通勤における燃料費分を控除した収入認定をしてほしい旨の要望があったこと。

(11) 処分庁は、平成22年7月13日に請求人から自動車に係る燃料費、維持費についての概算書を受領したこと。そしてそこには次のことが記載されていたこと。

①燃料費■■■■円/月、②自動車税■■■■円/月、③任意保険料■■■■円/月、④車検費用■■■■円/月、⑤タイヤ代■■■■円/月、⑥その他諸費用■■■■円/月、⑦計■■■■円/月、⑧■■■■、■■■■、■■■■

(12) 処分庁は、平成22年7月14日にケース診断会議を開催して、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)問(第3の9)「通勤用自動車保有」の(4)の条件については、請求人の就労収入が自動車の維持費を大きく上回っていないものと判断して、所有を否認し、併せて収入から燃料費、維持費の控除も認めないことを決定したこと。

(13) 処分庁は、平成22年7月15日に請求人と面接して、前記(10)の要望に対して書面をもって前記(12)の結果を伝えたこと。その書面には次のことが記載されていたこと。

先日(7月12日)の面談における疑義についてお伝えします。

1、通勤における燃料費控除について、現在福祉事務所においては、■■■■様は就労収入が自動車の維持費を大きく上回っていないため、自動車の保有は認めておりません。よって通勤による燃料費控除は認められません。(以下省略)

(14) 処分庁は、平成22年7月27日に請求人より郵送提出された7月収入の確定した収入申告書及び自動車所有と燃料費控除を求める申請書を受領したこと。そしてそこには次のことが記載されていたこと。

1 「収入申告書」中の合計欄に①就労日数 ■■ 日、②収入額 ■■■■ 円、③必要経費額 (ガソリン代) ■■■■ 円

2 「保護変更申請書」中の2「通勤用自動車の保有を認めて自動車の維持費及びガソリン代の必要経費を認めて下さい。(5~7月の就労分)」

(15) 処分庁は、前記(14)2に対して平成22年7月28日付けで回答を通知したこと。そこには次のことが記載されていたこと。

平成22年7月24日付けの「保護変更申請書」及び「収入申告書」について(通知)の2、通勤用の自動車保有について

保有は所内で検討した結果、「保有否認決定」によって燃料費の控除も認めないこのことはH22.7.15時点で伝えてあります。

(16) 処分庁は、平成22年8月5日に前記(14)1の収入申告書に基づき本件処分4を決定したこと。そして保護を停止した根拠は次のとおりであったこと。

① 最低生活費 ■■■■ 円 (第一類 ■■■■ 円 + 障害者加算イ ■■■■ 円 + 第二类 ■■■■ 円 + 住宅扶助 ■■■■ 円)

② 収入充当額 ■■■■ 円 (就労収入 ■■■■ 円 (日雇収入 ■■■■ 円 - 控除額 (基礎控除 ■■■■ 円 + 特別控除 ■■■■ 円) + 障害年金 ■■■■ 円)

③ 停止後の生活に必要な推計自己負担費用 ■■■■ 円 (国保税 ■■■■ + 推計医療費自己負担 ■■■■ 円)

④ 要否判定 ① - ② = 本人支払額 ■■■■ 円 > ③ 推計自己負担費用 ■■■■ 円

(17) 請求人と支援者は、平成22年9月8日に処分庁を訪れ、自動車所有及び燃料費控除の認否検討結果は福祉事務所長印が押され、文書番号が明記された文書で通知してほしい旨の要望をしたこと。

(18) 処分庁は、前記(17)の要望に対して本件通知を発出したこと。その通知の要旨は次のとおりであったこと。

①現在の生活保護の規定では生活用具としての自動車の保有は認められておりませんが「通勤用の車」については一定の条件付きで認められている他に、併せて「当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。」が条件とされています。回答のあった月間自動車維持費 ■■■■ 円と5月分及び6月分の就労収入を比較してみると。

※5月就労収入の場合 月間維持費 ■■■■ 円 > 5月就労収入 ■■■■ 円の基礎控除 11,100円 (基礎控除後の収入額 ■■■■ 円)

※6月就労収入の場合 月間維持費 ■■■■ 円 > 6月就労収入 ■■■■ 円の基礎控除 12,470円 (基礎控除後の収入額 ■■■■ 円)

よって、就労収入が自動車維持費を大きく上回っていないと判断したため、自動車の所有及び就労収入からの燃料費控除は認められないことを決定しました。今後、貴殿の自動車保有については就労状況に応じ必要な場合は再検討します。

2 判 断

(1) まず、本件審査請求の適法性についてみる。

行政不服審査法（以下「審査法」という。）第2条第1項に規定する処分とは、行政庁が法令に基づき優越的立場において国民に対して権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を発生させる行為をいうと解されている。保護においては、開始却下、変更、停止、廃止及び費用返還決定がこれにあたる。

そして、審査法第14条第1項によれば、「審査請求は、処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、しなければならない。」と規定している。

(2) そこで、これを本件についてみると、請求人は、本件審査請求の中で、認定事実(18)の通知の取消しを求めているが、当該通知は請求人に対して自動車保有及び燃料費等控除否認の根拠を示したにすぎず、本件通知自体は審査法の処分には当たらない。

請求人の主張から判断すると、審査請求の対象となる処分は本件処分1から4である。本件処分1から3については、認定事実(13)で明らかのように7月15日までには処分内容及びそこに記載されている審査請求期間教示を了知できたから、本件処分1から3に係る審査請求は60日を経過しており、審査法第14条第1項に違反して不適法であるから却下を免れない。

(3) 次に、本件処分4は、審査請求期間内で適法であるから、これについてみる。

(4) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、生活保護制度における保護の補足性について定めている。

(5) そして、法第5条によれば、これは「この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」とされている。

(6) また、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同条第2項の規定によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた法による基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下、「保護の基準」という。）によって、要保護者各々について具体的に確定され、そして、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされることを定めているものである。

(7) さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、保護の要否及び程度の決定について、「当該世帯につき認定した最低生活費と、（中略）収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」（第10の前段）とし、収入額の認定は、「月額によること」（第8の2）を原則としている。

また、次官通知は、収入の認定指針について、「官公署、会社、（中略）、又は日雇いその他により就労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額」（第8-3(1)ア(ア))を認定し、「勤労収入を得るため

11

の必要経費としては、基礎控除、特別控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額（同上（イ））を控除するとしている。

- (8) 一方、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長」という。）第3の9によれば、「公共交通機関が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合」で、当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回るなどの条件をすべて満たした場合は、通勤用自動車の保有が認められ、保有が認められた者については、燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保険法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等の必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない」（第8の2）とされている。

- (9) そこで、これを本件についてみる。

処分庁は、本件処分4を決定するに当たり、請求人の障害年金収入と7月就労収入実績は今後も引続き、収入充当額が最低生活費を継続して上回ると判断して、8月から10月までの3か月間保護を停止したものであるが、認定事実(18)の本件通知の中でも、就労状況に応じ必要な場合は自動車保有の再検討をすると明記しているにもかかわらず、保護を3か月停止するほど就労収入が増加している状況でも、通勤用自動車保有認否の検討は行っていない。

そこで、認定事実(14)に基づき7月就労収入 〇〇〇〇円と自動車維持費 〇〇〇〇円（7月申告ガソリン代 〇〇〇〇円及び認定事実(11)②から⑥必要経費月額 〇〇〇〇円）を比較してみると、就労収入が自動車維持費を大きく上回ると言わざるをえず、8月から通勤自動車の保有を承認すべきであった。そして、8月分の扶助額を決定するに当たっては、収入充当している7月就労収入から自動車維持費 〇〇〇〇円を必要経費として控除して決定するのが適当であるから、認定事実(16)④に自動車維持費を控除してやり直すと、本人支払額 〇〇〇〇円<推計自己負担費用 〇〇〇〇円となり、保護を停止する理由はない。よって、本件処分4は取り消しを免れないものである。

以上のとおり、本件審査請求については、主文のとおり裁決する。

平成22年11月11日

長野県知事 阿部 守

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

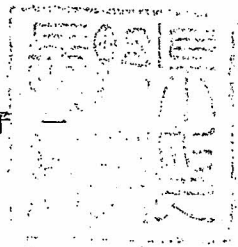
また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成22年11月11日

長野県知事 阿部 守一



別紙

処 分 目 録

1. 保護（開始）決定通知書

(1) 処分年月日 平成22年7月7日

(2) 保護開始日 平成22年5月7日

(3) 扶助額

ア 生活扶助 〇〇〇〇円

イ 住宅扶助 〇〇〇〇円

(4) 開始の理由

①収入が無く、生活に困っているため、保護を開始します。

②公営住宅家賃支給を認定する。

2. 保護（変更）決定通知

(1) 処分年月日 平成22年7月7日

(2) 保護変更日 平成22年6月1日

(3) 扶助額

ア 生活扶助 〇〇〇〇円

イ 住宅扶助 〇〇〇〇円

(4) 変更の理由

①障害基礎年金〇〇〇〇の収入認定による。

②日雇収入の認定による。

3. 保護（変更）決定通知

(1) 処分年月日 平成22年7月12日

(2) 保護変更日 平成22年7月1日

(3) 扶助額

ア 本人支払額 〇〇〇〇円

(4) 変更の理由

日雇収入の認定替えによる。

4. 保護（停止）決定通知

(1) 処分年月日 平成22年8月5日

(2) 停止する期間 平成22年8月1日から平成22年10月31日

(3) 停止の理由

就労収入の増加により最低生活費を上回りますので、停止します。